

## 京都府国民健康保険運営協議会運営規程（案）

（趣 旨）

第 1 条 京都府国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（会 長）

第 2 条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、第 1 項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

（会 議）

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶 務）

第 4 条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（招集通知）

第 5 条 会長は、原則として、会議開催日 10 日前までに各委員に会議招集を通知するものとする。

（意見の聴取）

第 6 条 協議会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（開 議）

第 7 条 議長が会議を開こうとするときは、開議の旨を宣告しなければならない。

（発 言）

第 8 条 出席した委員又は第 3 条の委員以外の者（以下「出席者」という。）が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 2人以上同時に発言を求めるときは、議長は、その中の 1 人を指定して発言させなければならない。この場合において、出席者は、発言の前後について異議を申し立てることはできない。

3 出席者が発言を求めたときは、議長は、ただちにこれを許可しなければならない。ただし、このため他の者の発言を中止させることはできない。

（退席要求）

第 9 条 議長は、第 3 条の委員以外の者の意見等が十分に述べられたと認められるときは、これらの者に対して、退席を求めることができる。

（討 論）

第10条 討論は、議題外にわたることができない。

2 討論が冗長にわたり、または不必要な議論と認めるときは、議長は制止することができる。

(議事)

第11条 議長は、討論の論旨が尽きたと認め、議事を決しようとするときは、その議題及び議事を決する旨を会議に宣告しなければならない。

2 前項の宣告後は、委員は、その議題について発言することができない。

3 議事の可否を表明する方法は、議長の指示による方法を用いるものとする。

(欠席)

第12条 委員が会議に出席することができないときは、開会時刻までに、その事由を議長に届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、議長は、これを会議に報告しなければならない。

(議事妨害)

第13条 出席者は、会議中私語、その他会議を妨げる言動をなし、若しくは不穏な言語を用い、又は他人の一身上にわたる発言をすることができない。

(議場整理)

第14条 議長は議場を整理する。

2 議場を整理するために議長が必要と認めるときは、議長は、当日の会議を中止し、又はこれを閉じることができる。

(会議録の作成)

第15条 会議を開催したときは、会議録を作成して、議長の指名した出席委員2人がこれに署名する。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(附則)

この規程は、平成30年 月 日から施行する。

京都府国民健康保険運営協議会運営規程新旧対照表

改 正 (案)	現 行
<p>京都府国民健康保険協議会運営規程</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第1条 京都府国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</p> <p><u>(会 長)</u></p> <p>第2条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、第1項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。</p> <p><u>(会 議)</u></p> <p>第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p><u>(庶 務)</u></p> <p>第4条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>京都府国民健康保険運営協議会運営規程</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第1条 京都府国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営については、法令及び<u>京都府国民健康保険運営協議会規則</u>に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</p> <p><b>【規則第4条に規定】</b></p> <p><b>【規則第5条に規定】</b></p> <p><b>【規則第6条に規定】</b></p> <p>(招集通知)</p> <p>第2条 (略)</p>

<p>(意見の聴取等)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(開議)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(発言)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(退席要求)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(討論)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(議事)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(欠席)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>(議事妨害)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>(議場整理)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(会議録の作成)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>(その他)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(附則)</p> <p>この規程は、<u>平成30年</u> 月 日から施行する。</p>	<p>(意見の聴取等)</p> <p><u>第3条</u> (略)</p> <p>(開議)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(発言)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(退席要求)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(討論)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(議事)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(欠席)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(議事妨害)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(議場整理)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(会議録の作成)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>(その他)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>(附則)</p> <p>この規程は、<u>平成29年6月12日</u>から施行する。</p>
--	--

平成29年 3 月28日  
京都府規則第 7 号

## 京都府国民健康保険運営協議会規則

### (設置)

第 1 条 この規則は、京都府附属機関設置条例（昭和28年京都府条例第 4 号）第 2 条の規定により、京都府国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第 2 条 協議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員14人で組織する。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第 5 条及び第 6 条の規定による国民健康保険の被保険者を代表する者 4 人
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する者 4 人
- (3) 公益を代表する者 4 人
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 7 条第 3 項に規定する被用者保険等被保険者を代表する者 2 人

平成30年度以降は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第 3 条第 5 項の規定により、京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例（平成29年12月26日公布京都府条例第44号）で14人と規定

### (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、平成30年 3 月31日までとする。

平成30年度以降は、国民健康保険法施行令第 4 条の規定により 3 年と規定

### (会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、第 1 項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

平成30年度以降は、協議会で定める運営規程で規定予定

### (会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

平成30年度以降は、協議会で定める運営規程で規定予定

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

平成30年度以降は、協議会で定める運営規程で規定予定

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

京都府規則第17号

京都府国民健康保険運営協議会規則を廃止する規則

京都府国民健康保険運営協議会規則（平成29年京都府規則第7号）は廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針（平成 24 年 12 月 5 日 4 政第 190 号総務部長通知）6 の(2)の規定により、京都府国民健康保険運営協議会の会議を公開する場合の手続を次のとおり定める。

平成 30 年 月 日

京都府国民健康保険運営協議会  
会長

- 1 会議（京都府国民健康保険運営協議会運営規程第 3 条に規定する会議をいう。以下同じ。）は、これを公開して開催するものとする。ただし、公開することが適当でないと会長が認めるときは、この限りでない。
- 2 1 により会議を公開するときは、おおむね開催予定時刻の 30 分前までに、会場の入口その他の見やすい場所に傍聴の要領（以下「傍聴要領」という。）を掲示するものとする。この場合において、傍聴要領に記載すべき事項は、原則、別紙の内容によるものとし、会場の規模その他の事情に応じ、適宜、これに必要な修正を加えるものとする。
- 3 会議を傍聴する者は、傍聴要領に記載された事項を守らなければならない。

## 別紙

### 傍 聴 要 領

#### 京都府国民健康保険運営協議会

#### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 本日、13時30分から開催する京都府国民健康保険運営協議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますが、定員（本日は、10名）に達したときは、受付を終了します。

#### 2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に京都府国民健康保険運営協議会の会長が認めたときは、この限りでない。
- (6) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

#### 3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、2に掲げる事項を守るほか、係員の指示に従ってください。なお、御不明な点があれば、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴者が以上のことを守られない場合には、退場していただくことがあります。
- (3) 会議の秩序の維持ができなくなった場合及び緊急に公開することができない事項を取り扱う必要が生じた場合には、会議を途中で非公開とする場合があります。